

医療法上の療養病床に係る経過措置の有効期限について(調査概要)

現状	原則	経過措置 ※H18年～R5年度末(6年毎に延長)	今後の方針
医療療養病床 (医療保険)	看護配置 4 : 1	看護配置 6 : 1	
介護療養病床 (介護保険)	サービス廃止	存続 (看護配置 6 : 1)	予定通り廃止

R4.12調査

- 医療療養病床の経過措置の取り扱い等を検討するため、R4年12月に実態調査を行った結果、医療療養病床を有する医療機関のうち、看護配置(4対1)を満たせておらず、医療法上の経過措置対象となっているのは、**18病院、25有床診療所**であった。
- **18病院中17病院、25有床診療所中19有床診療所**については、増員や介護施設への転換等、R5年度末までの対応見通しが立っており、**1病院、6有床診療所は見通しが立っていない**。
※診療報酬の届出情報等から、医療療養・介護療養の経過措置の対象となっている可能性がある752医療機関を特定し、これらの医療機関に対して本調査を実施(回答:582医療機関、未回答:170医療機関、回答率:77%)。

R5.3調査

- R4.12調査において未回答の**170医療機関**の人員配置状況を把握するため、都道府県が把握している各医療機関の人員配置状況を聴取した結果、経過措置対象の可能性がある医療療養病床を有する**118医療機関**中、都道府県で状況を把握しているのは**50医療機関**であり、このうち人員配置を満たさないのは**2病院、1診療所**であった。**引き続き状況が確認できないのは2病院、66有床診療所**であった。

合計で、**5病院、73有床診療所**について、対応方針が未定又は状況が把握できていない

対応方針

- R5.3追加調査の傾向（50医療機関中、人員配置を満たさないのは3医療機関）を踏まえると、状況未把握の医療機関についても、人員配置を満たさない医療機関数は限られると推測されるが、丁寧にフォローアップを行いたい。
- R5年度末までに、介護施設等への転換や看護配置を満たす等の必要な準備を行えるよう、経過措置が有効期限を迎える旨について、自治体を通して医療機関に通知を行う。
- その際、病床転換助成事業・地域医療介護総合確保基金の活用について、周知を行う。
- 合わせて、対応方針が未定又は状況が把握できていない5病院、73有床診療所について、2週間程度の期間をとり、対応方針について確認を行う。

R5.4追加調査結果

- 対応方針が未定又は状況が把握できていなかった**5病院、73有床診療所**について、都道府県を通じて改めて状況把握を行ったところ、看護・看護補助配置（4対1）を満たしていない医療機関は**5医療機関（1病院、4有床診療所）**であった。
- **1病院中1病院、4有床診療所中1有床診療所**は、介護施設への転換等、R5年度末までの対応見通しが立っており、**3有床診療所**は見通しが立っていない。
- 引き続き状況が確認できないのは、**1病院、21有床診療所**であった。

病院・診療所
(78)

人員配置○ 35院	医療機関廃止・病床 廃止・稼働病床なし 16院	人員配置× 5院	都道府県で未把握 又は 都道府県より未回答 22院
--------------	-------------------------------	-------------	---------------------------------

(R6.3までの対応)

対応予定あり（2院）※1病院、1有床診療所

- ・介護施設へ転換
- ・病床削減/廃止

対応予定なし・未定（3院）※3有床診療所

- ・人員確保困難のためこのまま存続希望
- ・このまま存続
- ・R5.2より病床の（新規）受入れ中止、今後について検討中。

資料6-2

内訳

病院 (5)

人員配置○ 2院	医療機関廃止・病床 廃止・稼働病床なし 1院	人員配置× 1院	都道府県で未把握又は 都道府県より未回答 1院
-------------	------------------------------	-------------	-------------------------------

診療所 (73)

人員配置○ 33院	医療機関廃止・病床 廃止・稼働病床なし 15院	人員配置× 4院	都道府県で未把握又は都道府県より未回答 21院
--------------	-------------------------------	-------------	----------------------------

スプリンクラーの設置は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）等の制定により、患者が避難困難でないと考えられる産婦人科等、特定の 13 診療科¹のみの有床診療所、あるいは 3 床以下である有床診療所以外には設置義務がある（経過措置は 2025 年 6 月 30 日まで）。本年 7 月時点で全体では、設置済みの施設は 62.7%、対象外が 16.0%、計画中 5.6%、設置予定なし 8.2%であった。

整備費用の一部を補助する補助金制度の利用が推奨されているが、一部の施設においてはスプリンクラーを設置せず無床化を検討していると言われており、注視する必要がある。

表 エラー! 指定したスタイルは使われていません。-1 スプリンクラーの設置

	総数	設置済み	対象外	設置を計画している	設置の予定はない	無回答
総数	499	62.7	16.0	5.6	7.4	8.2
内科系	177	84.2	2.8	5.6	2.3	5.1
外科系	48	72.9	2.1	10.4	6.3	8.3
整形外科	89	86.5	1.1	7.9	1.1	3.4
産婦人科系	91	22.0	44.0	3.3	17.6	13.2
眼科・皮膚科・耳鼻咽	56	16.1	48.2	1.8	17.9	16.1
泌尿器科	17	76.5	11.8	0.0	0.0	11.8

なお、本調査において、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科等が主たる診療科であるが、複数診療科として内科、整形外科、外科等を標榜しているためスプリンクラー設置義務がある施設は 24 施設で約 5%であった²。これらのうち設置済みは 11 施設で 45.8%、検討中が 1 施設で 4.1%であった。

¹ 歯科、皮膚科、泌尿器科、乳腺外科、肛門外科、形成外科、美容外科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、小児科の 13 診療科

² 当該診療科を全国の施設数に当てはめて、複数標榜科の関係で設置義務がある施設の数を推計すると 312 施設にのぼった。(全国施設数は医療施設動態調査 6452 施設を使用)



厚生労働省 医政局総務課

医療政策企画官

古川 弘剛

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話(03)5253-1111 内線 4060
直通(03)3595-2189
FAX(03)3501-2048
E-mail: furukawa-hirotaka@mhlw.go.jp



ひとくらし
みらいのために

厚生労働省 医政局
地域医療計画課 課長補佐

松本 千寿

MATSUMOTO Chizu, MD.
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話(03)5253-1111 内線 2554
直通(03)3595-2186
FAX(03)3503-8562
E-mail: matsumoto-chizu@mhlw.go.jp



厚生労働省 医政局総務課

企画法令係

乙井 慎太郎

課長補佐

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話(03)5253-1111 内線 2516
直通(03)3595-2189
FAX(03)3501-2048
E-mail: otoi-shintarou.fx1@mhlw.go.jp



ひとくらし
みらいのために

厚生労働省 保険局医療課

課長補佐

博士(公衆衛生) 渡邊 周介
WATANABE Shusuke MD MSc PhD

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL(代表) 03-5253-1111 (内線 3704)
TEL(直通) 03-3595-2577
Email watanabe-shuusuke@mhlw.go.jp



厚生労働省

医政局 総務課 企画法令係

大田 康裕

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
中央合同庁舎5号館 20階
電話(03)5253-1111 内線 4218
直通(03)3595-2189
FAX(03)3501-2048
E-mail: oota-yasuhiro.d86@mhlw.go.jp



ひとくらし
みらいのために

〒
100
8916

東京都千代田区霞が関一丁目二番三十三号
FAX 直通(03)3595-2189
E-mail: ooshima-kazuhiko@mhlw.go.jp

大島 一博

厚生労働事務次官